



環境省における食品ロス対策について

2020年9月19日

環境省リサイクル推進室 和田直樹



● 食品ロスをめぐる現状

我が国の食品ロスの状況

- 食品ロス量は年間**612万トン**（平成29年度推計）≒国連世界食糧計画（WFP）による食料援助量（約390万トン）の1.6倍
- 毎日大型（10トン）トラック約**1,680台分**を廃棄
- 年間1人当たりの食品ロス量は**48kg** ≒年間1人当たりの米の消費量（約54kg）に相当

<日本>

食料を海外からの輸入に大きく依存

- ・ 食料自給率（カロリーベース）は**37%**
（農林水産省「食料需給表（平成30年度）」）



廃棄物の処理に多額のコストを投入

- ・ 市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物の処理に要する経費は**約2兆円/年**
（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」）

食料の家計負担は大きい

- ・ 食料が消費支出の**1/4**を占めている
（総務省「家計調査（2019年）」）

深刻な子どもの貧困

- ・ 子どもの貧困は、**7人に1人**と依然として高水準
（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」）

<世界>

世界の食料廃棄の状況

- ・ 食料廃棄量は年間**約13億トン**
- ・ 人の消費のために生産された食料のおよそ1/3を廃棄
（国連食糧農業機関（FAO）「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」）



世界の人口は急増

- ・ 2019年は約77億人、2050年では**約97億人**
（国連「World Population Prospects The 2019」）

深刻な飢えや栄養不良

- ・ 飢えや栄養で苦しんでいる人々は**約8億人**
- ・ 5歳未満の発育阻害は**約1.5億人**
（国連食糧農業機関（FAO）
「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD（2019）」）

SDGsの重要な柱

- ・ 国連の持続可能な開発のための2030アジェンダで言及
- ・ G7 農業大臣会合及び環境大臣会合（2016年）で、各国が協調し、積極的に取り組んでいくことで合意

食品ロスを巡る法制度

環境基本法

循環型社会形成推進法

循環型社会形成推進基本計画

廃棄物処理法

食リ法基本方針

食品リサイクル法

容器包装リサイクル法

その他各種リサイクル法

食ロス法基本方針

食品ロス削減推進法

食品ロス削減はSDGsのターゲットの1つ



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

- 2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択
- SDGsには17のゴールと169のターゲットが記載されている。
- ゴールの多くが環境関連。「誰一人取り残されることがない」「経済・社会・環境に関する課題が初めてひとつの目標に統合」「先進国・途上国を問わず全ての国に適用される普遍性」の3つの特徴。

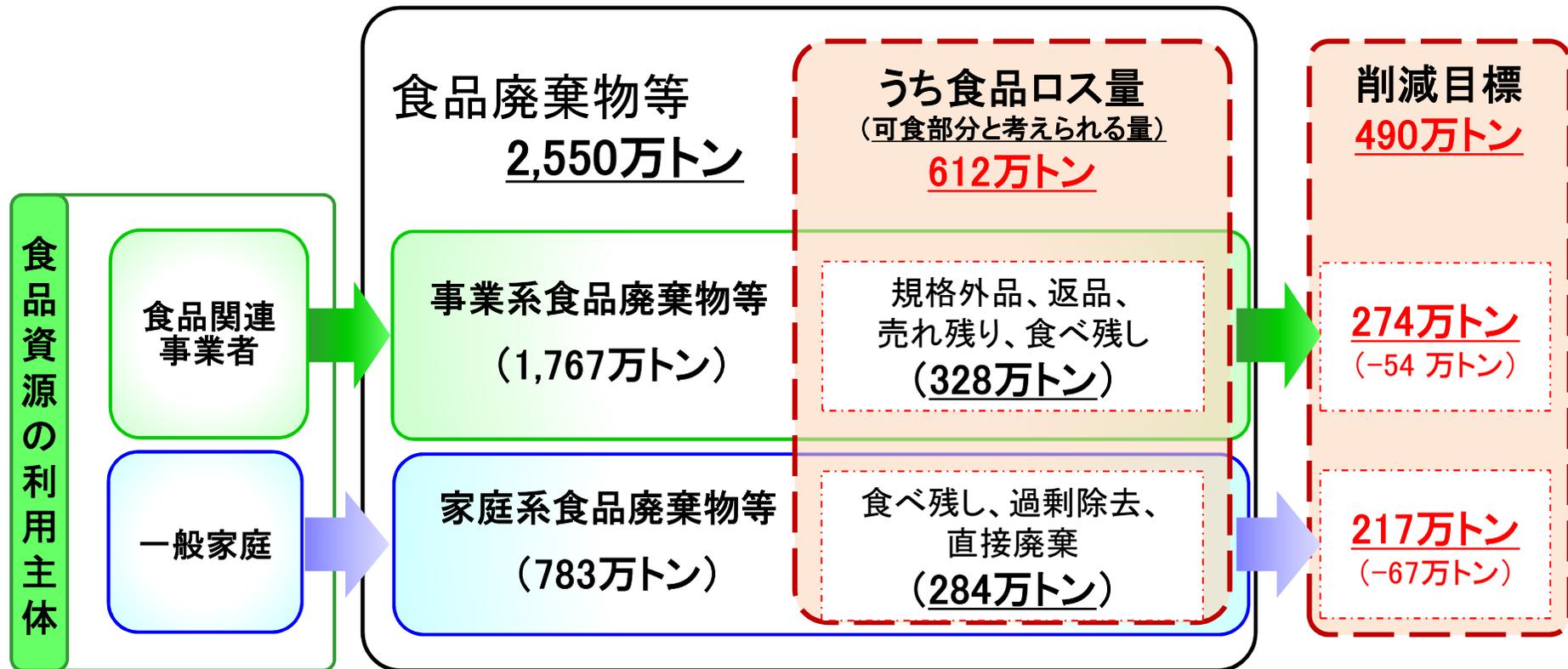
ターゲット12.3

2030年までに、

- (1) 小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、
- (2) 収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

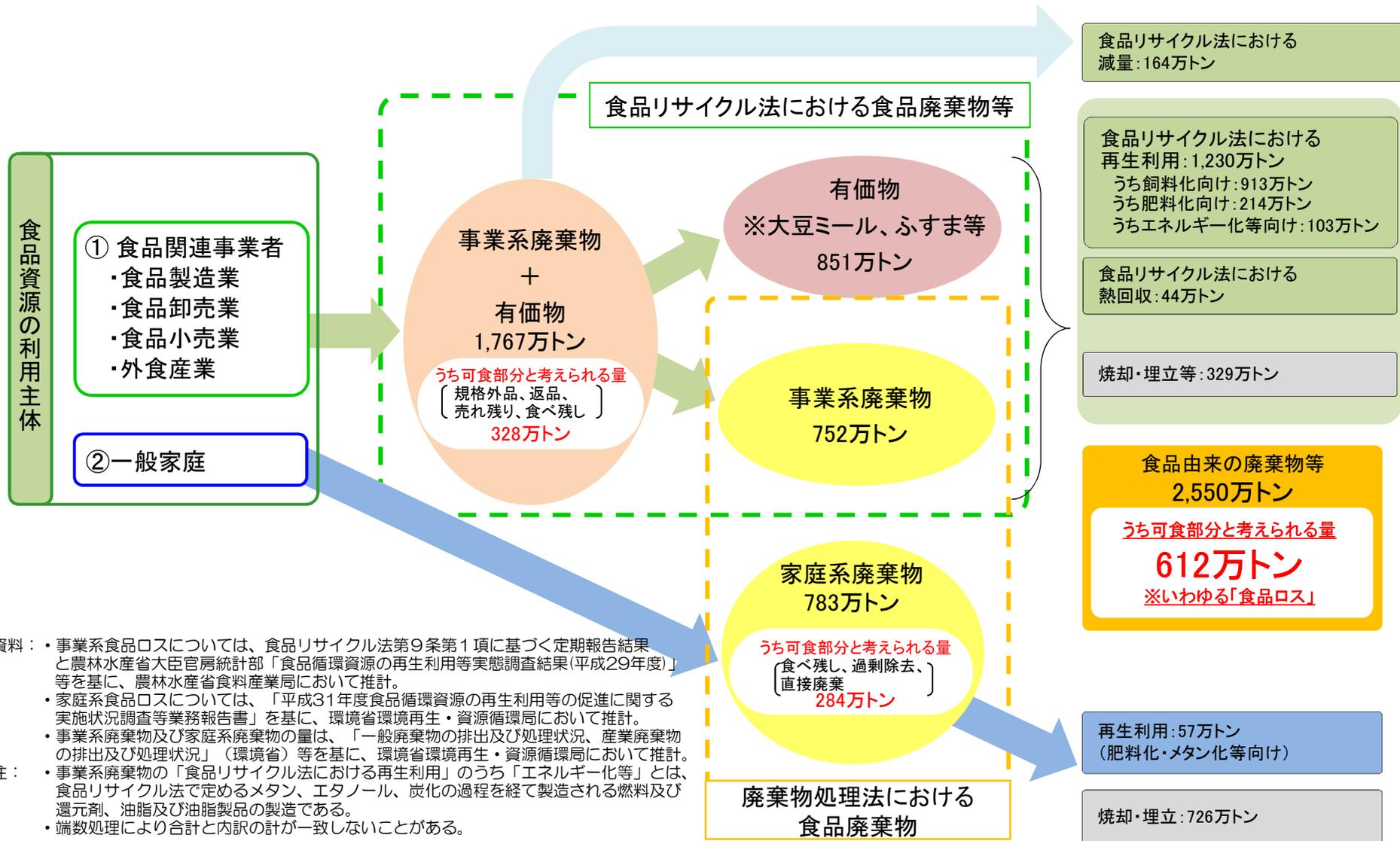
食品ロス削減に関する目標

- ・「食品ロス」＝本来食べられるのに捨てられる食品
- ・我が国の食品廃棄物等は年間2,550万トン、うち食品ロスは612万トン



※ 事業系の削減目標は食品リサイクル法基本方針において規定
家庭系の削減目標は循環型社会形成推進基本計画において規定
食品ロス削減推進法基本方針では、両目標を引用

食品ロスの発生及び食品廃棄物等の利用状況等



資料：・事業系食品ロスについては、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成29年度)」等を基に、農林水産省食料産業局において推計。
・家庭系食品ロスについては、「平成31年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告書」を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。
・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」(環境省)等を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。

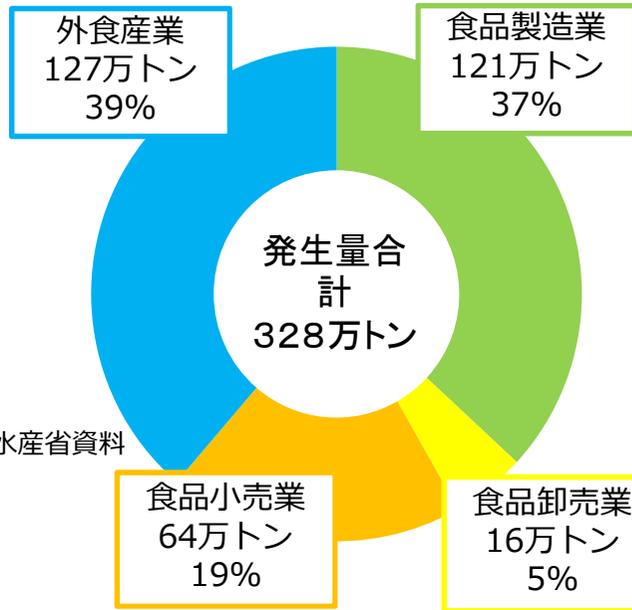
注：・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
・端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがある。

発生要因の内訳

- 我が国の**食品ロスは612万トン** ※農林水産省・環境省「平成29年度推計」
- 食品ロスのうち**事業系は328万トン**、**家庭系は284万トン**であり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳

(平成29年度)



(出典) 農林水産省資料

製造・卸・小売事業者

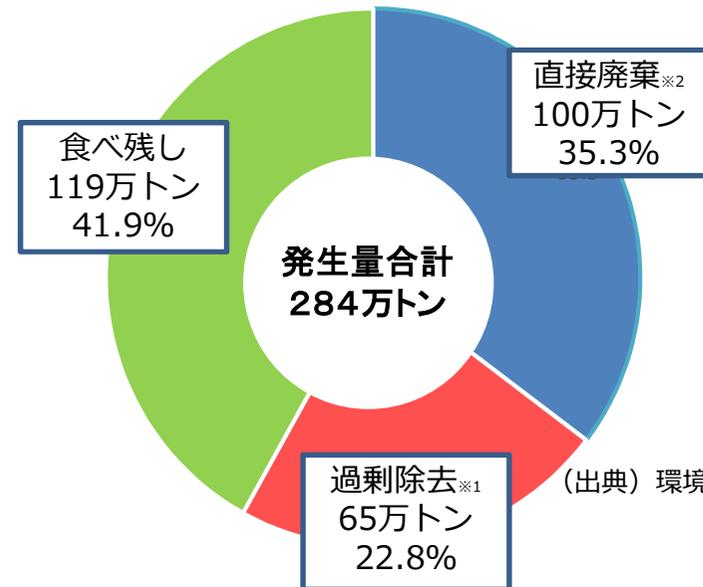
○製造・流通・調理の過程で発生する**規格外品**、**返品**、**売れ残り**などが食品ロスになる

外食事業者

○作り過ぎ、**食べ残り**などが食品ロスになる

家庭系食品ロスの内訳

(平成29年度)



(出典) 環境省資料

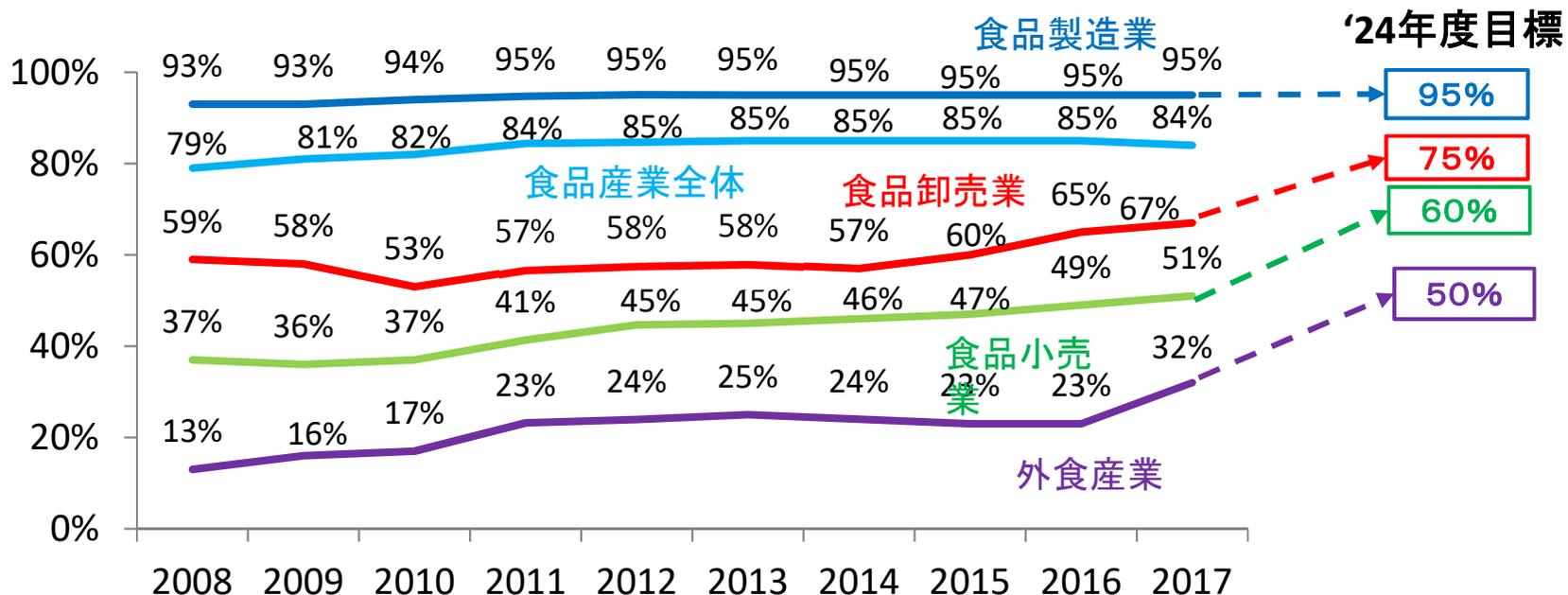
※1: 野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている
 ※2: 未開封の食品が食べずに捨てられている

食り法における発生抑制の目標

業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg/百万円	食用油脂加工業	44.7kg/t	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	170kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円	麺類製造業	192kg/百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	114kg/百万円
その他の畜産食料品製造業	501kg/t	豆腐・油揚製造業	2,005kg/百万円	居酒屋等	114kg/百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg/百万円	冷凍調理食品製造業	317kg/百万円	喫茶店	83.3kg/百万円
水産練製品製造業	227kg/百万円	そう菜製造業	211kg/百万円	ファーストフード店	83.3kg/百万円
野菜漬物製造業	668kg/百万円	すし・弁当・調理パン製造業	177kg/百万円	その他の飲食店	83.3kg/百万円
味そ製造業	126kg/百万円	清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t 421kg/kl	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	154kg/百万円
しょうゆ製造業	895kg/百万円	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg/百万円	給食事業	278kg/百万円
ソース製造業	29.7kg/t	各種食料品小売業	44.9kg/百万円	結婚式場業	0.826kg/人
食酢製造業	252kg/百万円	食肉小売業(卵・鳥肉を除く)	40.0kg/百万円	旅館業	0.570kg/人
パン製造業	166kg/百万円	菓子・パン小売業	76.1kg/百万円		
菓子製造業	249kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円		

75業種のうち、目標値を設定しない41業種についての考え方
 ・17業種：密接な関係をもつ値(売上等)との相関がとれなかった。
 ・24業種：食品廃棄物等のほとんどが、製造に伴い必然的に発生する不可食部等であり、産業活動への抑制に直接むすびつく恐れがあることから、業種としては発生抑制目標値の設定になじまないとした。
 自主的な努力により、発生抑制に努めるとともに、再生利用のさらなる推進に努めることとする。

食り法における再生利用等実施率に関する目標



再生利用等実施率

$$= (\text{発生抑制量} + \text{再生利用量} + \text{熱回収量} \times 0.95(\text{※}) + \text{減量}) \div (\text{発生抑制量} + \text{発生量})$$

(※) 食品廃棄物残さ(灰分)を除いたものに相当する率

基準実施率(個別企業の目標値)の算出式

基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント
 (注) 20%未満は20%として基準実施率を計算

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

食品ロスの削減の推進に関する法律(概要)

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布 10月1日より施行

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

→ **多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進**するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）及び食品ロス削減の日（10月30日）を設ける。

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議

（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

環境省における普及啓発について

NEWドギーバッグアイデアコンテストの開催

- 外食産業では、年間133万トンの食品ロスが発生しており、利用者による食べ残しの削減は重要な課題
- 食べ残しの削減には提供された料理を食べきるとともに、食べきれなかった場合には、自己責任の範囲で持ち帰ることができることが重要
- 持ち帰りの実践を促す社会的な機運醸成を目的に、「NEWドギーバッグアイデアコンテスト」を開催

ドギーバッグとは？



レストラン等で食べきれずに残ってしまった料理を、持ち帰るための容器のこと。

そもそもは、家で待つ愛犬にも分けてあげるためと(言い訳をして)持ち帰ったことから、この名がついたとされ、米国などでは日常的に行われています。

【コンテスト概要】

■ 募集内容

- ①料理を持ち帰る行為に関する新たな名称
- ②使いやすくおしゃれなドギーバッグのデザイン(一般の部／子供の部)

■ 表彰: 最優秀賞1点、優秀賞2点、奨励賞3点、群馬県賞、福島県賞、他

■ 主催:

環境省、消費者庁、
農林水産省、
ドギーバッグ普及委員会

■ 実施期間

令和2年3月31日(火)
～8月16日(日)



食品ロスに関する情報を一元的に集約したHPの設置

- 消費者、自治体、事業者等の様々な主体が食品ロスの削減に向けた取組を進めるには、何よりもまず、身の回りの食品ロスについて正確な情報を得ることが重要。
- 環境省では、それぞれの主体が食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を得ることができる環境を整備すべく、**食品ロスに関する情報を集約したポータルサイト**を作成した。

「食品ロスポータルサイト」
はこちら！





ご清聴ありがとうございました。